

戦国時代の高崎

2026/07/11 青木 裕美（埼玉県立文書館 学芸員）

はじめにー上野国の戦国時代ー

○戦国時代のはじまり

【全国＝教科書】応仁の乱

室町時代、応仁元年(1467)から文明九年(1477)まで 11 年間続いた、京都を中心とする内乱。将軍家の相続問題と、畠山・斯波両管領家の家督争いから、諸国の守護大名が細川勝元の率いる東軍と、山名宗全の率いる西軍に分かれて争った。両将の死により終わったが、幕府の権威はまったく失われ、群雄割拠の戦国時代にはいった。

【関東】享徳の乱

享徳 3 年(1454)12 月、鎌倉公方(後の古河公方)足利成氏が、関東管領山内上杉憲忠を鎌倉の西御門邸に招き殺害。これにより勃発した、成氏方と上杉方とに関東を二分して争う争乱のこと。この間、京都で改元が行われたにも関わらず、成氏方は「享徳」の年号を使用し続けたことから、享徳の乱と呼ばれている。以後、約 30 年間にわたり戦乱が続く。

○上野国の戦国時代を区分してみる

- (1)享徳の乱(1455)：鎌倉府体制の崩壊(鎌倉公方 vs 関東管領+室町幕府)
- (2)長享の乱(1482)：上杉氏の内部抗争(山内 vs 扇谷)
- (3)永正の乱：山内上杉氏の内部抗争+古河公方足利氏の内紛(+越後上杉氏の内紛)
- (4)平井城(藤岡市)陥落(1551)：上杉守護領国の終焉
- (5)箕輪城(高崎市)陥落(1566)：三つ巴の争覇(越後上杉氏、甲斐武田氏、小田原北条氏)
- (6)瀧川一益の関東入部(1582)：統一政権の進出(織田領国化)
- (7)小田原攻め(1590)：戦国乱世の終焉(豊臣秀吉の天下統一)

1. 箕輪城陥落ー長野業政ー

- ・長野氏…複数の系図が伝わるが内容に混乱が見られ、不明な点も多い。
- ・長野業政の発給文書は一通も確認されていない。
 - 天文 4 年(1535)4 月、榛名山の祭礼に際して喧嘩・相伝・押買狼藉を禁止した制札の発給者が業政である可能性が指摘されているのみ。
- ・甲相同盟(1544-1588)を締結(小田原北条氏と甲斐武田氏による講和)
- ・天文 21 年(1551)、北条氏康が上野国へ侵攻。上杉憲政は平井城を退き、長尾景虎を頼って越後国(新潟県)へと逃れる。
 - この時、他の上野国衆と同様に、業政も北条方に降りたカ。
- ・永禄 3 年(1560) 9 月、長尾景虎は関東管領上杉家の再興を目指し、憲政を奉じて関東に越山。

→「雙林寺伝記」は業政が景虎方へ内通したことを伝える。

「関東幕注文」には、箕輪衆の筆頭として「長野」の名が見える。

- ・翌4年6月、近衛前嗣書状(『群馬県史』資料編7 No.2126)に「みのわ(箕輪)はわつら(煩)い候」と業政が病に伏したことが見える。

→6月21日、死去。

【史料1】長純寺所蔵長野業政木像背銘

上杉関東官領執権 前上野太守上野旗頭 箕輪城主 長野信濃守業政公像 当山中
興開基 実相院殿一清長純大居士 永禄四年六月廿一日他界 金富山長純寺

- ・永禄9年(1566)閏8月、由良氏らが越後上杉氏から離反、一斉に小田原北条氏に従属。
→9月下旬、箕輪城は甲斐武田軍の前に落城。

2. 武田氏の支配とその終焉ー内藤昌月ー

○系図から見た昌月

- ・信濃国高遠(長野県伊奈市)の国衆・保科正俊の子。

【史料2】保科御系図(「保科御事歴」所収、『信』第二卷)

内藤大和守昌月 初名千次郎、又源蔵

内藤修理信量^(昌秀)〈始工藤源左衛門ト称ス、〉嗣子

天文十九庚戌〈月日不詳、〉生、

天文十六年^(天正)戊子年五月廿五日卒、三十九歳

法名 陽光院南華宗英

葬地 不詳、

母氏 同上^(小河内氏)、

室 不詳、

○記録から見た昌月①

- ・「赤羽記」…高遠城主保科氏の家臣赤羽俊房が主家の事蹟に併せて、赤羽家の祖・又兵衛の功名を記録したもの。史料としての信憑性は比較的高いという。同内容が、「保科記」からの引用として「保科御事歴」に載る。(『信』第8巻)
- ・名は源蔵。長篠出陣の宵(天正三年〈一五七五〉)、内藤昌秀の直訴により養子となる。
実父・保科正俊は、昌月のもとで隠居。
- ・武田勝頼に小姓として奉公。
- ・上州箕輪城の城主。保科正直の弟。

○古文書から見た昌月①

- ・天正4年(1576)「内藤源三」の名で、武田勝頼の奉者を務める。「源三」の初見。
- ・昌月、修理亮を名乗る。初見は、天正6年(1578)7月18日。

【史料3】内藤昌月書状（手塚良一氏所蔵文書）『戦国遺文』武田氏編 3084

如承意、^(高崎市)箕輪在城之儀、被仰付候、若輩之事候条、遠慮数多候間、種々雖御訴訟申候、頻而被仰付候条、無^(内藤修理亮)扨御請申、来十一出府、十四日吉日之由ニ候間、着城可申候、如何様其刻以面談余可申談候、恐々謹言、

内修

^(天正七年)
二月九日

昌月（花押）

^(瀬下隼人)
瀬隼様

御宿所

天正7年(1579)段階で、昌月は「修理亮」を名乗っていた。養父昌秀は天正3年(1576)に死去→天正3年以降の「修理亮」は昌月と思われる。

- ・天正7年(1579)2月14日、昌月、箕輪城に入る。以降、上野国の支配に関わる武田家朱印状において奉者を務める。
- ・昌月、大和守を名乗る。初見は、天正8年(1580)正月12日。

○記録から見た昌月②

- ・天正10年(1582)、武田氏滅亡。
その後は小田原北条氏に服属。兄・正直は、森長可から上洛の要請を受けたが婿を頼って松本へ。
- ・同年3月、瀧川一益が上野国に封じられ、昌月は箕輪城を退く。
- ・昌月は、正俊、甥・正光、弟・正勝とともに在り、箕輪城を明け渡して居宅を移す。
- ・同年六月、本能寺の変勃発。これを受けて、滝川軍は小田原北条軍と上武国境交戦。昌月は先陣を務める。初戦大勝、翌日大敗。
- ・一益の上野国退却に伴い、昌月は人質として嫡男・亀千代（後の直矩）を差し出す。

【史料4】「赤羽記」

○此時筑^(保科正俊)後殿・甚^(正光)四郎公・参^(正勝)州殿・大^(内藤昌月)和殿一所ニマシマス、城ヲ明ケ、在家ニ少キ^(マヽ)カギアケ有ニ移居玉フ、（中略）滝川使ニテ日、信長今月二日京都於本能寺、為^(光秀)明智御生害、此上ハ弔合戦ニ可登ナリ、是故一同ニ驚、亦一同ニ安堵ス、扨皆々登城、滝川出テ日、明日可登ト云所へ、小田原ヨリ二万ノ人数ヲ出シ働来由告来、滝川大怒、人非人ノ諸行、此上ハ小田原ト快可一戦トテ、手分ケヲシケリ、^(北条氏)内藤ハ地士也、案内者タル間、先陣致サレヨト軍ヲ張出ス、上州界ノ地ニ至ケレバ、小田原勢ト行違、内藤軍ヲ備一戦シ、大ニ勝、滝川感悦シ、此上ハ亦上方ノ軍ヲ可掛御目

トテ、旗本七千ノ人数ヲ以カ、リ、大ニ戦大ニ負、其故早々ニ其場ヲ引取、巳ノ輪ノ城へ来、旗本ノ衆ヲ集テ日、此間ノ儀共難謝、明日一日是ニ逗留シ、各ニ能ヲシテ御暇乞可申トテ、翌日逗留シ能ヲ仕、馳走シ、次ノ日発足ス、皆ヨリ人質ヲ乞取行、此時内藤殿ヨリ(直矩)亀千代四歳、後ニ庄左衛門ト云、亦五郎左衛門トモ云、筑前殿ヨリハ甚四郎殿ヲ同道ス、甚四郎公へハ茂右衛門付奉、

- ・再び小田原北条氏に服属。
- ・正直からの要請により、高遠城奪還のための人員 500 人を派遣。この際、正直は昌月を箕輪城に尋ねている。正直は、真田昌幸とともに、家康に通ず。

【史料 5】「赤羽記」

○安房守(真田昌幸) 甚四郎公へ問テ日、彈正殿行末ハ如何ト、仰ニ日、松本ノ小比奈田源太左衛門方ニ在ル由ナリ、其故安房守ノ方ヨリ招ニ越サル、彈正公上田へ来ラワシメ玉フ、彈正公・甚四郎公・安房殿打寄、人ヲ払御和談、当時小田原勢強故從フト雖、(北条軍)今世間ヲ見ルニ、家康公ノ軍法健固ナリ、イカガ何方へ從ンヤト、両公尤ト被同、家康可被順ト、安房守日、然ハ彈正殿モ(昌月)内藤方ヨリ人数ヲ仮リ、此砌高遠ノ城主ニナリ、家康公ヨリ朱印ヲ取ラレ可然トノ儀ナリ、彈正公仰ニ、此事云遣トモ大和得心セマジキト也、安房守日、先遣テ見ラレ候ヘト、是故状認被遣ル、大和ノ返事ニ、高遠・伊奈ハ小田原ヨリトク朱印ヲ貰、我領スル筈ナリ、隙ナキ故人数ヲ不出、貴殿ハ兄ノ儀ナレバ悪ハイタスマジ、人数ヲ遣スベシ、從へ玉ルベシトノ返答ナリ、彈正公大ニ立腹シ、遣問敷ト云シ状ヲ安房殿助言故越、今無心ノ返事ヲ見ル事以ノ外ノ気色ナリ、安房守聞是、日本一ノ事ナリ、早々人数被借可然、退治ノ後ハ、自ラ時分ノ領知ニ被致ヨ、武将ノ短氣ハ不宜ト、因茲、彈正公尤ト被同、則巳ノ輪へ立越、大和ト参会、人数五百借、友野十郎左衛門ト云者ヲ大将ニシテ、高遠へ打入、下伊那へ働、御手ニ入、天正十年午ノ八月末ト云、

○古文書から見た昌月②

- ・天正 10 年(1582)3 月、武田氏滅亡。
→滝川一益の入封により、上野国は織田領国に。しかし、同年 6 月、本能寺勃発。

【史料 6】大道寺政繁書状写（「新編会津風土記」所収 浦野文書）『戦国遺文』後北条氏編四一五八

御札披見、殊ニ三種給置候、誠以畏悦此事候、今度東口之儀者不及申、北国表迄御行、定而可為御満足候、然而先段御屋敷分之事、急度可為御満足候、自拙者可申上由、内大思召候者、自内大御礼一通可給候、(内藤大和守昌月)涯分御取成可申候、遅々候而は、弥々可有横合候、御心得専要候、依躰松井田へ可罷移候、於中途成共彼是申来候処、猶態示給御音信、祝着千萬候、恐々謹言、

(天正十年)
九月十八日
(大戸民部少輔)
大民
御報

(大道寺駿河守)
大駿
政繁（花押影）

- ・大道寺政繁は、北条氏重臣。上野国松井田城代（兼務）。
大戸民部右衛門尉は、吾妻郡大戸城主大戸氏の一族。
民部の屋敷分を北条氏に安堵してもらうのに際して、大道寺が口添えを行った。このことは、「内大の思し召し候」ところであるので、昌月から大道寺宛の「御礼一通」をもらうように。
- 黒田基樹氏は、「昌月が、なお大戸民部右衛門尉のような周辺在地領主に対し、大きな政治的影響力を及ぼしうる存在であった」と指摘されている。

○昌月の一族・家臣団の編成

【史料7】北条氏照条書（松田文書）『群馬県史』3346

就越河仕置条々

- 一、明日廿五越河手次、別紙ニ進候
- 一、小旗之儀者、一手之まとい之間、物主之小旗一本可被為張候、武具之儀者、何もさせらるべく候、物主之儀者御随意
- 一、於川向館林領、竹木一本成共不可伐取候、郷中へ入者即擲取、可為打捨旨、從小田原被仰越候、
其趣有覚語^(傳)、嚴密ニ可被申付事
- 一、可為野陣候、可有其覚語事
- 一、道作、從惣手以寄合、陣庭迄為作可申候、可然奉行被差添、六以前当陣先へ可給候事
- 一、船橋之警固、以寄合衆可指置候、物主注交名、可承候事、但自其手式騎可被指置候
- 右、条々、聊無相違様ニ可被申付候、以上

(異筆)

「道作ハ四人可被成候、以上、」

(天正十二年)
十二月廿四日 氏照（花押）

箕輪衆

(保科)
星名小隼人佐殿

- ・「箕輪衆」として「星名小隼人佐」の名が見える。
「星名」＝「保科」→ 昌月の一族が「箕輪衆」として把握されている。

滝川一益退却後、箕輪城には北条氏邦が入るが、昌月の一族及び家臣団が箕輪城及びその付近に在ったと考えられる。

保科氏の系図に「小隼人佐」の記載はないが、昌月の弟・正勝の初名が「隼人」であった。→ 昌月の近しい人物でと考えられるが、詳細不明。

【史料8】小幡信真書状（松田文書）『群馬県史』2420

態令啓候、仍帰宅已来者、以書中も不申述候、其元昼夜之御苦勞令察候、拙者煩追日令増進候、迷惑可有御推量候、殊先日者預御使候、雖不始儀候、御懇詞之至、忝存候、如何様ニも致養性少々も得験氣申候者、令参陣度候、然者為始播磨守、一類致在陣候、萬端有御談合、御指引尤候、委曲期来時不能具候、恐々謹言、

(小幡上総介)
小上

(年未詳)
五月七日

信真（花押）

(保科小隼人佐)
保小

御陣所

・上野国衆・小幡信真が「保小（保科小隼人佐）」宛の書状。

昌月を中心とする箕輪衆は、保科一族がその構成員として組み込まれていた。

○昌月死去（天正16年（1588））後の内藤家

【史料9】「井伊家家士御知行」内藤五郎左衛門

千五百石当御知行 内藤五郎左衛門

一、右拙者曾祖父内藤修理亮義甲州武田信玄家臣に而上州箕輪之城主。

祖父内藤大和守義は実は保科筑前守、養父は内藤修理亮と申候。

私親内藤五郎左衛門義大坂冬之御陣 之砌牢人に而御家御陣所へ罷越候処に、

(井伊) 直孝様御直に御懇成御意に而御陣所御借被遊、冬・夏両陣相務申候。御帰陣以後、朝比奈藤右衛門・岡本半介兩人御使に而、為_レ牢人分_レ御家へ可_レ被_レ召抱_レ之旨段々難有御懇を以被_レ召出_レ、元和二丙辰年御知行千石被_レ下置_レ、其節は内藤丹後と申候。其以後五郎左衛門に罷成申候。大和守実子に而御座候。直澄様御代寛文元辛丑年隠居被_レ仰付_レ法鉢仕、内藤笑入に罷成候。隠居料三百石被_レ下置_レ候。同四甲辰年病死仕候。

3. 戦国時代の終焉—小田原攻め—

○「惣無事」をめぐる研究

・藤木久志氏による「惣無事令」論

惣無事令＝大名・領主の私戦禁止を命じた豊臣平和令の一つ。

【史料 10】

関東惣無事之儀ニ付而、從羽柴方如此申来候、其趣先書申入候之間、只今朝比奈
弥太郎(秀勝)為持、為御披見進之候、好々被遂御勘弁御報可示預候、此通氏直江(比叟)も可申達候
処、御在陣之儀ニ候条、不能其儀候之条様子御陣被下届可然候様專要候、委細弥太郎
口上ニ申含候、恐々謹言、

十一月十五日 家康(德川)(花押影)

北条左京太夫殿(氏政)

秀吉が家康に「関東惣無事」のことを文書(令書)で伝え、それを家康が同盟関係にあった
小田原北条氏に転送する際に出した書状。

→家康が上洛し、秀吉に従属した天正 14 年(1586)に比定。

天正 14 年「関東惣無事令」、翌 15 年「関東奥両国惣無事令」

惣無事令の淵源は秀吉の関白就任(1585)とする。

- ・「惣無事」研究の現在—惣無事「令」はあったのか—

戸谷穂高氏・竹井英文氏・藤井譲治氏：「惣無事」は戦国期に東国で形成された秩序を
組み込んで、北条氏と反北条氏勢力の対立関係を解消しようとした信長の政策を、秀
吉が継承・発展させたもの。藤木氏が想定した広範囲かつ持続性のある「法」ではな
い。

黒田基樹氏：中世の人びとの行動準則たる中世法の観点からすれば、「惣無事令」は法
たりえる。

⇒戸谷氏により【史料 10】を天正 11 年に比定する説が提唱される。

- ・名胡桃城事件：天正 17 年(1589)11/3、上野国(群馬県)沼田城代猪俣邦憲(北条家臣)が
秀吉方の名胡桃城を占領。＝惣無事に違反。

秀吉の宣戦布告：11/24 付北条左京大夫宛豊臣秀吉朱印状の大量発給

⇒12/23、陣触(2/1 徳川家康出陣、2/5 織田信雄出陣)

○小田原合戦の行軍ルートを考える

・東海道軍本隊

天正 18 年(1590) 1/10 家康出陣、2/20、豊臣秀次出陣

3/1 秀吉出陣⇒3/13 浜松着、3/19 駿府着(家康が出迎え)、3/27 三枚橋城着

3/29 山中城攻略、4/1 箱根峠在陣、足柄城・根府川城・鷹巣城攻略

⇒4/3 小田原へ押寄、包囲

4/5 秀吉移座(早雲寺に本陣を構える)

・北方軍—前田利家・上杉景勝・真田昌幸—

1/10 先遣隊出立、1/20 前田利家出馬

3/上旬 真田昌幸信濃小県を出立

4/12 軽井沢で前田・上杉・真田軍合流→松井田城を攻撃

4/20 松井田城開城、大道寺政繁降伏、利家は政繁を召し連れ小田原へ向かう。

⇒関東の諸城が開城

【史料 11】豊臣秀吉朱印状(浅野文書、『豊臣秀吉文書集』3042)

昨日書状、今日申下刻到来、江戸城請取之由尤候、何之城々も、命を相助り候様にと、急渡申度存之由候条、請取之城ニハ留守居を申付置候て、先々城とも手分を仕、早々可請取之候、松井田城落城ニ付而、川越・^(箕輪)ミのわ・前橋も相渡候、佐野儀も天徳寺者ニ相渡候由申来候、越後宰相中將・羽柴加賀宰相、至川越可罷出候間、急度入相申候様ニ可仕候、何之城々ニても、兵糧之儀肝要ニ候間、能々可相改置候、猶様子追々可言上候也、

卯月廿八日 (朱印)

浅野^(長吉)弾正少弼とのへ

【史料 12】佐竹義久書状写(秋田藩家蔵文書、『館林市史』652)

追々自石田方之使者到来候、彼書状之写為御披見進之候、先可申候、一種送賜候、賞味不少候、

如承意、殿下為御手合当表へ被致出馬候、仍小田原近日被押詰、落居不可有程之由候、上州表之事者、佐野・新田・館林其外松井田落居ニ候、皆川ニも出仕候、此表壬生・鹿沼之事者、上総介小田原ニ楯籠候間、彼身上之行衛承届、在地之者共可致出仕之由、内々佗言候、将亦此外之小城共、或者自落、或者降参追日如被存候、殊更可有其听候歟、自那須も向白川者共一驀直々被及書記候、旁以仕置不可有御油断候、恐々謹言、

^(追筆)「考天正十八年也」

卯月廿九日 ^(佐竹)義久(花押)

(宛所欠)

【史 13】河島重統書状(伊達家文書、『埼玉県史』1542)

尚以、巨細口上ニ申渡候旨、御取成所仰候、以上、雖未申通候、致啓上候、

一、今般御使僧被為指上、御状之通、即筑州^(前田利家)ニ申聞候、各へ御状被遣候、然共、小田原表迄ハ程遠候間、先從此地被指返候、其子細ハ、小田原ハ去月上旬ヨリ被為取巻候、堀塀丈夫ニ付廻シ、三重四重ニ御人数被押詰候、海方ハ舟数千艘被指浮、御人数貳万、日夜海上ニ在番候、城中より鳥之通も無御座候、様々御佗言申上候へ共、一切不被聞召入候、一人も不洩様との御擬ニ候、下野国ノ侍皆川山城守^(広野)走出申候、人数百人計召連候、其外北条左衛門^(氏體)大夫、命を被助候様ニと申上、無理ニ罷出候、左衛門大夫ハ、

玉縄と申城ニ籠申候つる、小田原城内、無正躰、歴々者共、懸出申候、然共、此以後、一人も不罷出候、縦北条刎首持来候共、可被成御成敗との御法度を、被仰出候故、不及力躰候事

一、筑前守働之口、上野筋之儀、松井田城落居ニ付而、箕輪・厩橋・石倉・西牧之高田明渡、皆々被請取候、人数入置候、新田・ふかや・おし・江戸・河越・佐野・足利已下、悉相済、五三之内ニ、何も人数を遣、可請取ニ候事

(中略)

一、守柏齋・小関大覚方、去廿一日此地へ参候、翌日廿二日、筑州被致同道候て、小田原へ被罷越、御存分之通、具言上被仕候、御用之一切候て被罷越候砌、彼御使者被参、一般可然仕合と申事候、拙者も為供、小田原面へ参上候キ、然者、浅野弾正方ハ、去月廿六日鎌倉へ相働候間、以相談御返事可申之由候而、御両使ハ鎌倉へ被通候、定而為遅々之間、先此御使指返申候事

(中略)

五月二日 ^(河島)重統(花押)

^(ウハ書)「片倉小十郎殿 河島市佑
原田左馬助殿 重統」

【史料 14】豊臣秀吉朱印状(上杉家文書、『埼玉県史』1546)

松井田城請取候者、利家令相談、鉢形城急与可被取巻由、先度被仰遣候き、其後一途無左右候、早々鉢形可被詰寄候、何篇無由断様、尤候也、

五月十三日 (朱印)

^(上杉景勝)羽柴越前宰相中将とのへ

4/28 河越・箕輪・厩橋、 4/29 佐野・新田・館林

5/2 箕輪・厩橋・石倉・西牧 明渡→請取

新田・深谷・忍(誤記カ)・江戸・河越・佐野・足利 近日中に請取。

4/22 利家、小田原へ到着→4/27 出立

5/13 秀吉、上杉景勝に松井田城請取後の鉢形城包囲を命じる。

・東海道軍—浅野長吉・木村常陸介—

4/21 玉縄城請取、4/27 江戸城請取、

5/3 制札(禁制)：100 枚を浅野・木村の申告により発給

【史料 15】豊臣秀吉朱印状(富岡周吉郎所蔵文書、『埼玉県史』1543)

江戸城之俵物改之注文披見候、城中掃除以下申付、御座所拵、玉縄ニハ瀬多掃部助・生駒主殿正を置候て、其城にハ松下石見守・古田織部召寄可入置候、河越城^(前田利家)羽柴筑前守請

取候、一左右次第相越、彼城兵糧・武具等入念可改置候、速鉢形城へ可相動候、不可有由断候、次制札事、如申越百枚遣之候、猶山中橋内可申候也、

五月三日 (朱印)

浅野弾正^(長青)少弼とのへ

木村常陸介とのへ

賦遣御帳に記載、礼銭進上

⇒房総諸城の請取：5/10 土気・東金城請取

5/5 小金城開城、5/10 白井城開城、5/18 佐倉城開城

5/13 関宿城開城→破却

5/12 秀吉、東海道軍(浅野・木村)に北条氏邦が抱える鉢形・松山・忍の包囲を急ぐよう命じる。

松山・忍：此方(小田原)からの軍勢 鉢形：北方軍からの軍勢

その他の城：佐竹氏をはじめとした関八州の国侍

5/20 岩付城落城、氏政妹・その息女、北条氏房の妻女は北条方へ引渡

・鉢形城攻め

6/初め 城主北条氏邦の助命嘆願

→6/14 開城、6/ 前田利家ら鉢形城請取に際して条目を定める。

北方軍は八王子城後略へ。東海道軍(浅野・木村)は忍城応援へ。

【史料 16】前田利家書状写(山中山城守文書、『館林市史』656)

態言上仕候、

^(異筆)「上野国御代官、石田治部少輔ニ被仰下候、武蔵国ハ割合手寄々々被仰ほと、御書立浅野・木村かたへ被遣候事」

一、当夏之儀、武蔵・上野納所時御座候条、代官をも可被申付候哉、過分之御事ニ候間、此時分より被成御糾明、可為御尤候哉事

「御判銭事、久斗利家次第取揃可致進上事」

一、在々御制札之御朱印、賦遣御帳ニ注置申、御礼銭之儀進上可申由、在々より申候間、これも誰そ可被仰付候哉事

「城々入置人数、其儘可置候事」

一、今度拙者請取申城々七・八ヶ所御座候、我等人数入置候、御留守居をも可被仰付候哉、但我等者其儘可置申候哉、御錠次第之事

「御礼銭事、是も利家分別次第可仕事」

一、新田・桐生之城も拙者請取申候、然者御礼銭可上申之由申候条、只今申暖半御座候、自是可申上事

「城々兵糧付記帳を、浅野弾正かたへ遣旨尤候、其兵糧共をも以景勝・利家手前人数
如帳面扶持方事、弾正相談可請取事」

一、我等請取申城々兵糧之儀、明細ニ付注、浅野弾正少弼へ相渡申事
右所仰、何も被達 上聞御内証具可被仰越候、可然之様御取成所仰候、恐惶謹言、

羽柴筑前守

六月二日 利家判

安威摂津守殿

『^(追筆)うっし』

・東海道軍一石田三成一

5/27 佐竹・宇都宮ら反北条方諸将、秀吉の小田原陣へ参陣。

三成の軍勢に同行を命じられる。鉢形近辺に軍勢を配置。

6/13 三成、忍城の水攻めの用意と戦略を浅野・木村に相談。

6/20 秀吉、三成に水責めを命じる。

6/29 上杉景勝の忍城応援を止め、酒匂川端への移陣を命じる。

7/1 浅野軍、忍城皿尾口突破→7/3 報告を受けた秀吉は、水攻めを命じる。

7/5 小田原落城：北条氏直助命、氏政・氏照・大道寺政繁・松田憲秀の切腹を命じる。

7/6 秀吉、景勝らに北条氏政らの切腹などと、14・15 日頃に岩付・忍城の見物を行う旨
を伝える。

7/14 忍城請取

城破却：堀をおろし、城中に家さえなければよい。手間をいれないように。

→7/28 小田原～岩付間の道中の御座所の設営を伏屋らに命じる。河越城破却につき
「道具」転用。

夏麦の納税：留守居に申しつけ、他所へは納めないように百姓に命じる。

おわりにー近世のはじまりー

○戦国時代のおわり

【全国＝教科書】室町幕府滅亡(1573 年) 以降、安土桃山時代(～1603 年)

室町幕府 5 代將軍足利義昭が織田信長によって京都を追われ、足利將軍家による武家
政権が終焉＝室町幕府滅亡

【関東】 小田原落城 (1590 年)

※10 年以上早く始まり、20 年以上長く続いた関東の戦国時代。

天正 18 年(1590) 徳川家康の関東入部

→関東は豊臣政権下で新しい時代を迎える。

家康は当初、豊臣大名として関東を支配。